

高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金の交付に係る審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査会)

第2条 交付要綱第8条第1項の規定による審査会として、交付要綱第5条第1号に定める事業の審査を行う高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）を設ける。

(審査の手順)

第3条 審査は、交付要綱別記第1号様式及び添付された参考資料に基づき行うものとする。

2 事業の評価に当たっては、記載内容の確認等のため、あらかじめ、事業説明及び質疑応答を行うものとする。

3 事業の評価は、評価項目ごとに、1点から4点までの4段階評価によるものとする。

(審査員)

第4条 審査会の審査員は、別表第1に定める。

(審査員の評価)

第5条 審査の採択基準及び判断基準は、別表第2によるものとし、審査員は、別表第3の評価表により、採択申請のあった事業ごとに評価を行うものとする。

2 審査員は、1点と評価した項目にあつては、原則として、理由欄に意見を付するものとする。

3 欠席する審査員は、あらかじめ評価表を事務局に提出するものとし、当該評価表は、総合評価の際の参考資料とする。

(審査会の総合評価)

第6条 審査会の総合評価は、別表第4の評価集計表を基に、審査員の合議により行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月20日から施行する。

別表第1

高知県中山間地域宿泊施設開設支援事業費補助金審査員名簿

No.	委員
1	公益財団法人高知県観光コンベンション協会誘致推進本部長
2	高知県観光振興スポーツ部観光政策課長
3	高知県観光振興スポーツ部国際観光課長
4	高知県商工労働部経営支援課長

別表第2

審査の採択基準及び判断基準

採 択 基 準	判 断 基 準
事業計画が適切なものであるか	全ての評価項目において、合議による評価点数が2点以上であること
一体的な分散型ホテルの整備計画となっているか	
観光まちづくりを推進する体制となっているか	
補助事業としての内容が適切なものであるか	